

# 税務・財務情報 第3009号

## 見直された 所得拡大促進税制

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン

税 理 士 法 人 トータル財務プラン

行 政 書 士 法 人 トータル財務プラン

友 弘 正 人 公 認 会 計 士 事 務 所



〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail [info@topp.co.jp](mailto:info@topp.co.jp)

# 見直された 所得拡大促進税制

## 1 はじめに

デフレ脱却と経済再生に向け、持続的な賃上げを後押しする観点から賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置が講じられていましたが、従来の制度から支援を深掘りするとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進するための改正が行われました。

また、さらに高い賃上げを行い、かつ教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率が上乗せされることとなりました。

今回は、中小企業における所得拡大促進税制の見直しについて紹介いたします。

## 2 現行制度との比較

- ①基準年度（平成24年度）の給与等支給総額との比較がなくなりました。
- ②平均給与支給額（継続雇用者に対する支給額を給与等支給者数で除して計算した金額）の計算が簡素化されました。
- ③給与支給総額の増加額に応じた控除（一定割合以上の増加率で上乗せあり）から、教育訓練費の増加や経営力向上計画の認定要件を満たした場合、税額控除を上乗せ適用できることになりました。

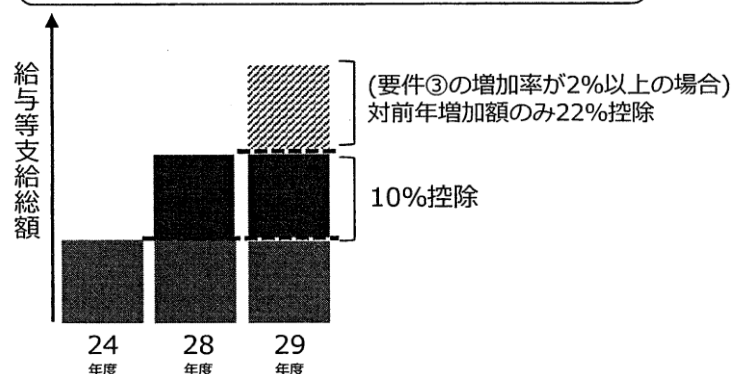
### 現行制度

#### 適用の要件

- 【要件①】  
給与等支給総額が対基準年度（平成24年度）比で3%以上増加
- 【要件②】  
給与等支給総額が前年度以上
- 【要件③】  
平均給与等支給額が前年度を上回る

### 税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除



※法人税額の20%が上限

## 改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

### 適用の要件

- 【要件①】 給与等支給総額が前年度以上  
※基準年度との比較要件は撤廃
- 【要件②】 平均給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加  
※なお、計算方法を簡素化

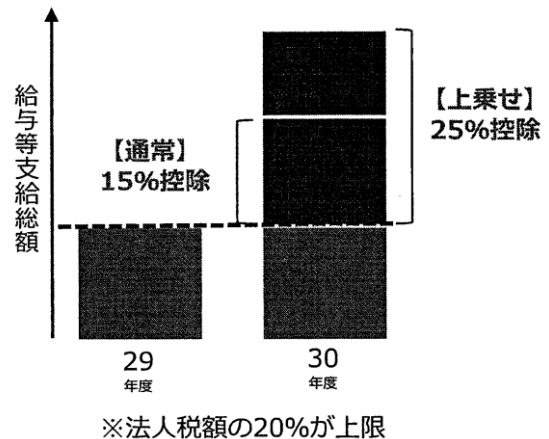
#### <※上乗せ要件>

要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

- a. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- b. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

### 税額控除

- 【通常】 給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- 【上乗せ】 一定の要件(※)を満たす場合は25%の税額控除



aの要件で上乗せ控除の適用を受けようとする場合には、その事業年度の確定申告書等に、教育訓練費の額等に関する次の事項を記載した書類を添付する必要があります。

- ・ 教育訓練等の実施時期
- ・ 教育訓練等の内容
- ・ 教育訓練等の対象となる国内雇用者の氏名
- ・ その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称

ここでいう「教育訓練費」は、雇用者の職務に必要な技術または知識を習得させ、向上させるために支出する費用をいいます。

## 3 見直しの内容

青色申告法人である中小企業者等が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各業年度において 国内雇用者に対して給与等を支給する場合、平均給与等支給額が前年度比1.5%以上増加しているときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができるようになりました。

<具体例>

当期の平均給与	40万円	
前期の平均給与	38万円	
40万円－38万円＝	2万円	
2万円÷38万円＝	5.26%≥1.5%	∴ 適用あり

また、上記通常計算に上乗せで、次の適用要件を満たすときは、給与等支給額の25%の税額控除ができることとなります。ただし、控除税額は法人税額の20%が上限です。

#### 【適用要件】

下記の①及び②の要件を満たさなければなりません。

①平均給与等支給額が前年度比2.5%以上増加していること。

平均給与等支給額（継続雇用者に対する支給額÷支給者数）から、比較平均給与等支給額（前年度の平均給与等支給額）を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

$$2.5\% \leq \frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較(前年度)平均給与等支給額}}{\text{比較(前年度)平均給与等支給額}}$$

②教育訓練費増加等

次のいずれかの要件を満たすこと。

a. 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること。

$$\text{当期の教育訓練費} \geq \text{前期の教育訓練費} \times 1.1$$

b. その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上計画が確実に行われたものとして証明がされたこと。

## 4 最後に

この改正で、継続雇用者の給与計算について、前期に中途入社した者や当期に退職した者が除外され、当期と前期の全期間において、給与等の支給がある者だけを対象とすることになりました。継続雇用者の判定や1人当たりの平均給与等の算出をする必要がなくなり、計算が簡素化されています。

また、今まで基準年度（平成24年度）との比較要件に該当せず、所得拡大促進税制の適用ができなかった方も税額控除の対象となる可能性があります。

従業員の賃上げを実施されている方は、この制度の適用を意識してみてくださいでしょうか。

不明な点がございましたら、弊社担当者までご連絡ください。